

対策	レベル1 (グリーン)	レベル2 (イエロー)	レベル3 (オレンジ)	レベル4 (レッド)
付属書II ※公的機関、職場、交通、教育に関する活動に対し、				
1 公的機関、職場 ・感染防止措置を実施する計画を策定し、その実施に責任を負う ・条件以上の出勤が必要な場合は人民委員会の文書による許可を必要とする。	活動可	活動可	活動制限 ・出勤数減、リモートワークの拡充（感染防止に携わる機関を除く） ・出勤する場合は所属する職員・社員数の最大2/3まで	活動制限 ・出勤数減、リモートワークの拡充（感染防止に携わる機関を除く） ・出勤する場合は所属する職員・社員数の最大1/2まで
2 陸上・水上公共交通輸送 ・交通運輸局がレベルに適した形で通知する	活動可 ・市交通運輸局の評価基準の規定に従う（座席の削減の箇所を除く）	活動可（条件付） ・市交通運輸局の評価基準の規定に従う（座席も削減する）	活動制限（条件付） ・各社登録車両50%の稼働率を超えないこととし、乗車可能人数の50%を超えないようにする（企業の従業員輸送及び感染防止対策関係者の輸送はこの限りではない） ・評価基準に従い、5Kを徹底する	活動制限（条件付） ・バス、路線バス、中継車、契約車両、観光車両、水上輸送を停止 ・タクシー、9席以下のアプリ上で運送契約を行う車両、従業員輸送車両、病人搬送、隔離施設への輸送等は交通運輸局の指針に従い活動可能。 ・評価基準に従い、5Kを徹底し、乗車率が50%を超えないようにする。
3 航空・鉄道輸送 ・首相指示及び交通運輸省のガイドラインに従う	活動可	活動可（条件付） ・市内の感染防止対策における安全な交通輸送活動に関する評価基準（市の規定）に従う	活動制限（条件付） ・交通運輸省の計画・ガイドラインに従う ・市の規定に従う	活動制限（条件付） ・交通運輸省及び市の規定に従い、緊急、公務及びその他の特別な場合のみに活動を制限
4 二輪車（配車アプリ） ・交通運輸局がレベルに適した形で通知する	活動可（条件付） ・交通運輸局のガイドラインに従った感染対策	活動制限（条件付） ・各社登録車両の50%を超えて活動しないように制限 ・交通運輸局のガイドラインに従った感染対策	活動不可	活動不可
二輪車（配車アプリを使用しないバイクタクシー）	活動可（条件付） ・交通運輸局のガイドラインに従った感染対策	活動不可	活動不可	活動不可
5 ホーチミン市と周辺省市を往来する商品輸送車両 ・交通運輸省のガイドラインに従い通行可能、市内通行時は7月19日付人民委員会決定に従う	活動可	活動可	活動可	活動可（条件付） ・アプリによるバイクの商品輸送は、市内のみ活動可能。商工局と交通運輸局で各社ごとの同一期間内の活動参加可能数等を決定する。
6 市民の移動 ・5Kを厳守 ・QRコードによる申告およびPC-COVIDの使用	制限なし	制限無し	活動可（条件付） ・省市をまたぐ際はワクチン接種、検査、感染防止対策等の（行き先の）条件に従う	活動制限 ・省市を跨ぐ移動は制限 ・省市を跨いで移動する場合も、ワクチン接種、検査、感染防止対策等の（行き先の）条件に従う
7 運転免許取得のための教習	活動可 ・市内の感染防止対策における安全な交通輸送活動の評価基準に従う（人数制限なし、ただし間隔を空ける）	活動可（条件付） ・同評価基準に従う（教室、試験室の収容人数の50%を超えない）	活動制限（条件付） ・同評価基準に従う（教室、試験室の収容人数の25%を超えない）	活動不可（免許発給・更新の場合を除く） ・免許発給・更新の場合は、交通運輸局の基準に従う。
8 郵便輸送 ・具体的な活動は情報通信局のガイドラインに従う	活動可	活動可	活動可	活動可（条件付）
9 教育・訓練（対面授業） ・具体的な活動は人民委員会および教育訓練局のガイドラインに従う	活動可 ・教育訓練省及び保健省のガイドラインに従い感染防止対策	活動可 ・教育訓練省及び保健省のガイドラインに従い感染防止対策 ・時間、学生数、一部活動の停止等教育訓練省のガイドラインに従う。オンライン授業やテレビ番組も活用する。	活動可（条件付） ・教育訓練省及び保健省のガイドラインに従い感染防止対策 ・時間、学生数、一部活動の停止等教育訓練省のガイドラインに従う。オンライン授業も活用する。	活動不可
付属書III ※その他の活動に対し、				
1 多数が集まる屋内・屋外の活動				
屋内の活動（会議、教習、セミナー、祭礼、文化行事、スポーツ、冠婚葬祭） ・政府/市の感染防止安全評価基準を担保すること ・最大収容人数は、同時間帯に1mの間隔を空けて集まることのできる人数	活動可 ・人数制限なし、ただし最大収容人数を超えない ・人の間隔は1m以上確保	活動制限（条件付） ・最大収容人数の50%を超えない ・人の間隔は2m以上確保	活動制限（条件付） ・最大収容人数の25%を超えない ・人の間隔は2m以上確保	活動不可
屋外の活動（祭礼、文化行事、スポーツ、冠婚葬祭） ・政府/市の感染防止安全評価基準を担保すること ・最大収容人数は、同時間帯に1mの間隔を空けて集まることのできる人数	活動可 ・人数制限なし、ただし最大収容人数を超えない ・人の間隔は1m以上確保	活動制限（条件付） ・最大収容人数の75%を超えない ・人の間隔は1.5m以上確保	活動制限（条件付） ・最大収容人数の50%を超えない ・人の間隔は2m以上確保	活動制限（条件付） ・最大収容人数の25%を超えない ・人の間隔は2m以上確保

2	プロジェクトに伴う工事、交通工事、メンテナンス、建設 ・具体的な活動は建設局のガイドラインに従う	活動可 ・安全確保の計画を策定し責任を負う ・政府/市の安全評価基準を担保する ・家屋の建設：10月15日付の市の決定付属の基準1~5を適用 ・その他の建設工事：同基準1~6、10~12を適用 ・交通工事（メンテナンス含む）：交通運輸省のガイドライン、市の安全評価基準に従う	活動可 ・レベル1の補足と同じ	活動制限 ・レベル1の補足に加え、10月15日付の市の決定付属の基準7~9を適用 ・具体的な活動は交通運輸局のガイドラインに従って実施	活動制限 ・レベル3の補足と同じ
3	生産施設 ・具体的な活動は商工局のガイドラインに従う	活動可 ・安全確保の計画を策定し責任を負う ・市の安全評価基準及び政府/専門機関の規定・ガイドラインに従う	活動可 ・レベル1の補足と同じ	活動可 ・レベル1の補足と同じ	活動可 ・レベル1の補足と同じ
4	スーパー、モール、コンビニ、食糧品・食品小売業者 ・具体的な活動は商工局のガイドラインに従う	活動可 ・市の安全評価基準を担保する ・政府/専門機関の規定・ガイドラインに従う	活動可 ・レベル1の補足と同じ	活動可 ・レベル1の補足と同じ	活動制限 ・レベル1の補足に加え、同時時間帯の稼働率を最大50%に抑える
5	伝統市場 ・具体的な活動は商工局のガイドラインに従う	活動可 ・市の安全評価基準を担保する ・政府/専門機関の規定・ガイドラインに従う	活動可 ・レベル1の補足と同じ	活動可 ・レベル1の補足と同じ	活動制限 ・レベル1の補足に加え、同時時間帯に集まる人数を制限する ・活動が許可されるのは伝統市場内で食品・食糧品を販売する業者のみ ・稼働率を下げる ・オンライン販売を強化する ・感染状況に応じて、販売店、客、店員の人数を削減する
6	卸売市場 ・具体的な活動は商工局のガイドラインに従う	活動可 ・市の安全評価基準を担保する ・政府/専門機関の規定・ガイドラインに従う	活動可 ・市の安全評価基準を担保する ・政府/専門機関の規定・ガイドラインに従う	活動可 ・市の安全評価基準を担保する ・政府/専門機関の規定・ガイドラインに従う	活動制限 ・レベル1の補足に加え、同時時間帯に集まる人数を制限する。 ・オンライン販売を強化する ・感染状況に応じて、売買する販売店店員と客、作業員の人数を削減する
7	マッサージ、スパ、美容関連、バー、ディスコ、ダンス教室、カラオケ等 ・政府/市の感染防止安全評価基準を担保すること ・具体的な活動は保健局のガイドラインに従う	活動可 ・店員は十分なワクチン接種若しくは感染から治癒していること ・サービスを受ける者は十分なワクチン接種、感染から治癒していること、若しくは72時間以内の陰性証明書を提示	活動制限 ・レベル1の補足に加え、同時時間帯の稼働率は最大50%	活動制限 ・レベル1の補足に加え、同時時間帯の稼働率は最大25% ・バー、ディスコ、ダンス教室、カラオケは活動不可	活動不可
8	飲食店の店内飲食 ・市人民委員会、商工局、食品安全管理委員会の具体的ガイドラインに従う	活動可（条件付）	活動可（条件付）	活動制限（条件付）	活動制限（条件付）
9	美容院、床屋 ・政府/市の感染防止安全評価基準を担保すること ・具体的な活動は保健局のガイドラインに従う	活動可 ・店員は十分なワクチン接種若しくは感染から治癒していること	活動制限 ・レベル1の補足に加え、同時時間帯の稼働率は最大75%	活動制限 ・レベル1の補足に加え、同時時間帯の稼働率は最大50%	活動制限 ・レベル1の補足に加え、同時時間帯の稼働率は最大25%
10	オンラインゲーム店、インターネット代理店 ・店舗内の者は十分なワクチン接種済み若しくは感染から治癒若しくは72時間以内の陰性証明書を所持していること ・具体的な活動は情報通信局のガイドラインに従う	活動可	活動制限 ・レベル1の補足に加え、同時時間帯の稼働率は最大75%	活動制限 ・レベル1の補足に加え、同時時間帯の稼働率は最大50%	活動制限 ・レベル1の補足に加え、同時時間帯の稼働率は最大25%
11	路上販売、宝くじ売り（省略）	活動可	活動可（条件付）	活動不可	活動不可
12	宗教・信仰施設 ・政府/市の感染防止安全評価基準を担保すること ・最大収容人数は、同時時間帯に1mの間隔を空けて集まることのできる人数 ・具体的な活動は内務局宗教委員会のガイドラインに従う	活動可 ・内務省のガイドラインに従った感染防止措置の実施計画を策定し責任を負う ・人数制限なし、ただし最大収容人数を超えない ・人の間隔は1m以上確保	活動制限（条件付） ・内務省のガイドラインに従った感染防止措置の実施計画を策定し責任を負う ・最大収容人数の50%を超えない ・人の間隔は2m以上確保	活動制限（条件付） ・内務省のガイドラインに従った感染防止措置の実施計画を策定し責任を負う ・最大収容人数の25%を超えない ・人の間隔は2m以上確保	活動不可
13	観光（リゾート、ホテル、ミニホテル、観光、文化・芸術公演、スポーツ、運動）				
	宿泊施設（施設、リゾート、ホテル、ミニホテル） ・具体的な活動は観光局のガイドラインに従う	活動可 ・政府/市（10月15日付決定）の感染防止安全評価基準を担保すること	活動可 ・レベル1の補足と同じ	活動制限 ・レベル1の補足に加え、同時時間帯の稼働率は最大50%	活動制限 ・レベル1の補足に加え、同時時間帯の稼働率は最大25%
	観光地 ・具体的な活動は観光局のガイドラインに従う	活動可 ・政府/市（10月15日付決定）の感染防止安全評価基準を担保すること	活動可 ・レベル1の補足と同じ	活動制限 ・レベル1の補足に加え、同時時間帯の稼働率は最大50%且つグループの場合は25名を超えない	活動不可

<p>図書館、映画館、文化・芸術公演、ビデオゲーム（オフライン） ・具体的活動は文化スポーツ局のガイドラインに従う</p>	<p>活動可 ・市の感染防止安全評価基準を担保すること</p>	<p>活動制限 ・レベル1の補足に加え、最大収容客数の50%まで</p>	<p>活動制限 ・レベル1の補足に加え、最大収容客数の25%まで</p>	<p>活動不可</p>
<p>史跡、博物館、美術展、写真展 ・具体的活動は文化スポーツ局のガイドラインに従う</p>	<p>活動可 ・市の感染防止安全評価基準を担保すること</p>	<p>活動制限 ・レベル1の補足に加え、同時間帯に最大収容客数の75%まで且つ1グループ20名を超えない</p>	<p>活動制限 ・レベル1の補足に加え、同時間帯に最大収容客数の50%まで且つ1グループ10名を超えない</p>	<p>活動不可</p>
<p>14 屋外、公共の場におけるスポーツ・体操 ・具体的活動は文化スポーツ観光局のガイドラインに従う</p>	<p>活動可 ・文化スポーツ観光省の10月18日付ガイドラインに従った感染防止安全対策を実施する</p>	<p>活動可 ・レベル1の補足と同じ</p>	<p>活動制限 ・市感染防止対策指導委員会の10月15日付決定に従った感染防止安全対策を実施する</p>	<p>公共の場における活動不可</p>
<p>15 屋内におけるスポーツ・体操 ・具体的活動は文化スポーツ観光局のガイドラインに従う</p>	<p>活動可 ・文化スポーツ観光省の10月18日付ガイドラインに従った感染防止安全対策を実施する</p>	<p>活動可 ・レベル1の補足と同じ</p>	<p>活動制限 ・市感染防止対策指導委員会の10月15日付決定に従った感染防止安全対策を実施する</p>	<p>屋内スポーツ施設における活動不可</p>